

第4回官製談合再発防止対策検討委員会 協議結果の概要

(1) 市職員を対象とするアンケート調査結果の報告及び公開について

○事務局からの説明

- ①調査対象 特別職、会計年度任用職員並びに休職等の理由により出勤していない職員を除く龍ヶ崎市の職員
- ②調査人員 431人
- ③回答数 363人
- ④回答率 84.2% (結果)
- ⑤回答内容 設問1から設問19までの間で、グラフ化できたものについて説明。
自由記載欄がある設問では、回答数が非常に多く、類型化を検討したが、多種多様な回答であったために結果として行わなかったことなどを報告。

○委員からの意見等

〈委員長〉

細かな分析はまだ出来ていないが、自由記載とした設問への回答が思った以上に多かった。はい、いいえで回答する設問については集計され、職員の置かれている状況や考え、思いの傾向等を知ることができたと思います。

〈委員〉

たいへん多くの意見が、しかも長文で寄せられており、勇気をもって答えていただいたものと思います。

公開・非公開に関しては、統計や実数は公開してもよいが、そのままの形での公開はできないものと考えます。

類型化を試みて、よく出る単語をマーキングしました。よく出るキーワードは、上司からの圧力、人事権（への介入）の問題、（悪しき）慣習、市長（の責任）、元社会福祉協議会理事（の圧力）、選挙の話が出てきます。

事務局としては、このような自由記載の部分を公表することで、誰が書いたのか等の追跡調査が行われる恐れがあると思われませんか。

〈事務局〉

3月に事件が発生して以降、職員の自死、週刊誌での事件掲載など、我々が想定していなかったことが起こりました。そのようなこともあって、職員が非常に疲弊しています。当委員会名義でアンケートを実施するに当たっては、その前提として事実の調査、再発防止、職員を内外からの圧力から守るという趣旨で回答をお願いしましたので、自由記載の内容を公開してしまうことは問題があると認識しています。回答の中には、庁内でも3、4人しか知らないであろう情報も何件かありますので、公開すると誰が書いたか分かってしまう恐れがあります。

今回の事件には何ら関係していない職員が、アンケートの回答内容をもって追い込まれるよう事態は避けたいと考えております。

〈委員〉

私は、グラフで示されている部分は、実数やパーセンテージなどを補足したうえで公開してよいと思います。

一方、自由記載の意見については類型化を行わない方がよいと考えます。類似化しても似て非なる意見、近いようで遠い意見というものもあるわけです。類似化する作業を行う人の主観が入るため、一定のフィルターで情報が整理されてしまう恐れがあると考えます。さらに、アンケートの意見を生で出すと、事実でないもの、憶測なども含めて切り張りされてしまう恐れがあり、非常に慎重に扱う必要があると思います。

必ずしも数が多い意見が事件の真実を指しているとは限らず、少数の意見でも核心に肉薄するものも見られますので、多いか少ないかで情報を出すと、逆に真実をぼやかしてしまう懸念が生じます。

これら自由記載の回答を最終的にどうするかは分からない状況ですが、現時点では公開しないほうがよいと思います。

委員会としては、個別に出していただいた意見のなかで、事件の核心に迫るものや事件に大きく関係するものは、極力拾い上げる努力が必要と考えます。

今回の事件については、表面的な対策では収まらないことは、各委員も事務局も理解していると思います。事件が起きる背景や土壌にかかるものが非常に大きいと思います。それが何なのか、それに対してどのような対策が必要なのかを検討していく必要があり、通り一遍の対策では解決できないものと考えます。

アンケートで寄せられた意見については、我々が極力拾い上げ、骨を拾い上げるような覚悟で取り上げて報告書をまとめる、アンケートの意見を生で出すのではなく、我々がそれらの意見を報告書に反映させるというのがよいと思います。

〈委員〉

私は、ただいまの委員の意見に同感です。

アンケート調査を実施した報告義務はあろうと考えます。ただし、自由記載欄は生で報告するようなことはしない慎重な取扱いが必要です。それらの意見は、我々委員会が改善方策を考えるうえで取り上げ、報告書の中で活用することとすれば良いかと思いません。

〈委員〉

アンケートの結果、非常に多くの意見が寄せられたということで、これは重大なことであると改めて実感させられました。当初、どの程度の回答数となるのか、どれくらいのこと書かれるのか懸念がありましたが、かなりストレートなコメントが、これほど数多く寄せられたということは、我々の取組みにきちんと反映させなければならないと、思いを新たにしました。

公表の方法としては、設問19「官製談合再発防止には何が必要かと思いませんか」というところに関しては、例えばこんな意見がありましたという紹介程度はよいと思います。

〈委員長〉

ただいまの委員の意見と同様で、グラフ化したアンケート結果の報告に加え、例えば官製談合再発防止のために何が必要かなどの自由記載については、一部紹介してもよいのではないかと思います。

〈委員〉

私は、自由記載欄はむしろ公開しない方がよいのではないかと思います。

理由としては、設問19に対する回答が非常に多岐にわたり、むしろとりまとめることができない、またはしづらいのではないかと考えます。内容を抽象化してしまうと、さきほどのご意見のような問題も生じることになるので、自由記載欄はやはり公開しない方がよろしいのではないかと思います。

〈委員〉

私は、ただいまの委員の意見と同じで、自由記載欄はすべて掲載しない方がよいと思います。かなり充実した回答をいただいておりますが、回答者によっては、体験していないことから「わかりません」と書いている場合もあり、ある意味、誠実な回答と言えるのであって、多分に主観が入る類型化には馴染まないと考えます。

アンケートを公表するという点では、その内容が独り歩きしないようにする必要があり、そういうことからすれば、選択式アンケートのものだけを公開すれば十分ではないかと思います。

内容としても、自身が体験した事実に基づいて書いているような内容、印象として捉えたことを書いている内容、伝聞なのか、噂なのか、そのあたりが判別できないので、自由記載欄の内容は公開をしないことでよろしいのではないのでしょうか。

〈委員長〉

ただいまの市職員を対象としたアンケート結果に係る情報公開につきましては、まず個人を特定できる文言をマスキングする、自由記載欄は回答した職員を特定される可能性があるので公表しない、自由記載欄の内容は類型化を行って公開することもしない等の原則をもって対応するということでよろしいか。

〈各委員〉 異議なし

〈事務局〉

アンケートの回答の一つに、委員会の方をお願いしたい旨が記載されている内容があります。その概要は、立川市で発生した贈収賄事件の再発防止対策の中で、立川市の職員は、業務中・業務外を問わず、外部の人間との「会食」をいっさい行わないという極端な取組みをしているようで、結果として市民による「職員監視」が行われ、職員同士や家族での飲食が市内できなくなっているという事例を挙げています。再発防止策が意図したところではない「職員バッシング」や「公務員バッシング」に変容してしまっているため、組織体制や内部統制の厳格化は実施してもよいが、人と人のつながりを断絶させるような対策とならないようにしてほしいとの内容でした。

〈委員〉

再発防止対策を考えるうえで重要なことだが、特に当市で起きた事件の場合、情報を

漏らした職員の行動には確かに問題があったが、現在ある市の仕組みに大きな問題があったとか、改善しなければならない、見直さなければならないといった点は、あまりないと思います。

このため、改善案を考えるにしても、職員の皆さんに何かをしてもらうとか、業務の改善を行うというところに手を付けるというのは、極力避けるべきではないかと思えます。ざっくりと言えば、職員（全般）に罪はないと思えますし、職員に何かをさせるとかプレッシャーを与えるような対策、改善策には懸念があるということだと思えます。

〈委員〉

ただいまの委員の意見に賛同します。

立川市の内部通報制度に関しては、非常に優れており、これを参考に改善策を考えていった方がいいかと考えます。

〈委員〉

ただいまのお二人の委員の意見と重複しますが、当市の場合、職員の側の問題ではないという部分があまりに大きい以上、職員の行動をコントロールして問題を解決する話にはなりにくい。見た目で分かりやすい対策を見せるという方向になる可能性があるので、考えるべき対策はそういうものではないと、我々は改めて確認したほうがよいと思えます。

〈委員〉

委員会としての職員に対するアプローチは、アンケートと研修の2つ。研修については襟を正すという意味で、やることには意義があります。

また、検討中のコンプライアンス推進条例案についても、違法なことを持ち掛けられたときに、職員がノーと言える根拠を作るもので、職員の方々を守ることにつながる。制限（規制）するのではなく、守っていく、この条例があるから駄目だと断る後ろ盾を作るという趣旨で考えていきたい。

(2) 龍ヶ崎市内事業者アンケート調査結果について

○契約検査課からの説明

- ①調査目的 市内事業者において官製談合がどの程度浸透しているのかを調査。併せて、令和2年12月22日開札の6件の契約以外についても入札談合等の調査を行う。
- ②調査期間 令和3年7月5日から16日まで
- ③調査方法 アンケートを郵便で送付し、返信用封筒で返送してもらう。
- ①調査対象 60社
- ③回答数 42社
- ④回答率 70%
- ⑤回答内容 設問1から設問5まで。グラフ化して説明。
自由記載欄がある設問は、長文のものも短文のものもあり、さまざま。

〈契約検査課〉

職員アンケートと同様に統計化したものを公開するようなことでよいか、公開する、しないも含めて委員の皆様にご審議いただければと思います。

〈委員〉

事業者向けアンケートも職員対象のアンケートと同様、自由記載欄の公表は回答者の特定につながるのでは控えた方がよいと考える。

〈委員〉

前回の委員会で、事業者向けアンケートの結果を受けて内部調査に着手できるか否かの話があったかと思うが、この点はいかがか。

〈契約検査課〉

この内容だと特定につながらない、情報が足りないと考えております。

〈委員〉

そうすると、この事業者アンケートは、内部調査に着手するだけの情報を業者から引き出せばという趣旨で実施されたので、それほどの実効性はなかったということでしょうか。

〈契約検査課〉

結果としては、そのように認識しております。ただし、それほど多くの回答は得られないと見込んでいたところ、70%を超える回答があったことから、業界としても何らかの思いはあったというように、担当としては感じています。

〈委員〉

具体的な内容は分かりませんが、「プロポーザル方式は出来レースそのものです」と指摘がありますが、龍ヶ崎市のプロポーザル方式の何か問題点を指摘しているわけです。これは、その仕組みを検討する価値があるのではないかと考えられますが、いかがか。

〈契約検査課〉

当市でプロポーザル方式をいくつか実施しておりますが、やり方がうまくいっていないという事実もあり、そのあたりを改善する余地はあると思っております。プロポーザルは、ある程度、業者を選んで実施するところがありますので、選定や評価の仕方などの部分で改善の余地があると思っております。

〈委員〉

具体的な資料がないなかで申し上げるのは忸怩たる思いがありますが、参加業者の選定とか評価において、選定員の主観的要素の入る余地が多いのではないかってことが懸念されます。

〈契約検査課〉

龍ヶ崎市では明確なプロポーザル運用基準が設けられておりません。その都度その事

業にあった形で、公平を前提としてプロポーザルを実施していますが、外から見ると、やはり基準が明確でないので、主観的なものや不正が働く可能性があるのではないかという見方をされるのではないかと思います。担当として課題であると認識しております。

〈委員長〉

いまのお話を聞いての意見ですが、やはり客観的な基準がないということは、外部の者や内部の比較的高い地位の職員からの圧力によって影響される可能性が出てくるのではないかと思います。そうすると、この件に関しても、委員会から何らかの提言があってもよいと感じました。

それでは、市内事業者アンケートの調査結果についても、個人情報等にかかる部分をマスキングしたうえで公開するという事によろしいということを確認いたしました。

なお、職員アンケート、事業者アンケートの（部分的な）公開時期については、別途協議させていただきます。

(3) 市職員を対象とする聴き取り調査の質問事項について

〈事務局〉

事前に事務局で作成した質問事項案を送付しましたが、委員長をはじめとした3名の委員から追加提案がありましたので、配付させていただきました。

このうち、事務局案については、組合にも提示したところ、職員が不安にならないような形で、聴き取り調査を実施してほしいという要望がありましたことを報告します。

〈委員〉

形式的に質問をして、所管によって回答が変わってくるはずですので、質問というよりは対話に近い形でやっていくのが、いちばん情報を引き出しやすいのかなと思います。

また、別件ではありますが、委員から聴き取り調査をした方がよい人物として、市長が挙げられていました。市の最終的な責任者という意味において市長から話をうかがう必要はあると思うし、これは第三者委員会でない、なかなかできないことではないかと考えます。私も、聴き取り調査に市長を含めるべきであろうと考えております。

〈委員〉

さきほど申し上げたとおり、職員の方のアンケートは、匿名ということもあって、かなり色々なこと、深いところまで答えていただいた。

さきほどの市長に対して質問をするというのは盲点でした。私も賛成です。

〈委員〉

私から提出しました聴き取り調査の質問事項ですが、事務局のものに加筆させていただきました。

職員の方向けのアンケートでは、かなり詳細で深い回答が得られたという印象を持ちました。このため、加筆した質問事項によって、職員の方の生の声を聴きたいということと、聴き取りという形だからこそ、感じられる部分があるのではないかという趣旨で作成しました。

さきほど委員からもありましたとおり、聴き取りの中で新たな質問というのが出てくると思いますので、質問事項をガチガチに固めるのではなく、あくまで取っ掛かりとして準備するというものです。

市長に対する聴き取り調査については、私も委員の意見のとおり実施して然るべきだと思います。

〈委員長〉

市長に対する聴き取り調査の必要性については、私も必要と考えております。具体的な質問事項については、ご提案はありますか。

〈委員長〉

市長に対する質問事項は、今後委員間でメール等によってやりとりし、意見交換をしながら事務局に提案する形でよいと思います。

また、職員の方に対する聴き取り調査については、質問事項をガチガチに固めるのではなく、対話という形で情報を引き出していくという形とすることによりよろしいですね。

〈事務局〉

聴き取り調査については、8月から10月にかけて、委員の皆様のご都合をお聞きしたうえで、実施する日程を決めていきたいと思っております。それでもなお、委員全員が集まれる日とそうでない日が生じると思っておりますので、聴き取り対象者を日程によって振り分ける方向で調整したいと考えます。

〈委員長〉

その前に、聴き取り調査の対象者を確定させた方がよいと思っておりますが。

〈事務局〉

前回の委員会でお示した30名程度をまず対象とする方向でいかがでしょうか。必要に応じて第2弾を検討いただいておりますでしょうか。

〈委員長〉

私も、まず聴き取り調査を実施してみて、さらに対象者の必要性等が変わってくるという可能性もありますので、第1弾、第2弾と分けるのは合理的かと考えます。

それでは、そのような段取りでお願いし、第1弾の対象者の読み上げを事務局からお願いします。

〈事務局〉

(対象とする職員の職名等を読み上げ)

(4) 龍ヶ崎市コンプライアンス推進条例案について

〈事務局〉

(これまでの委員会で各委員からあった意見をもとに、職員の職業倫理、法令遵守、

そして公益通報制度を内包した新たな条例案を作成したことから、その内容を説明)

さまざまな外圧とか内部からの圧力など、いろいろと取り沙汰されているところですが、それ以前に、市職員の職業倫理の問題を前提として挙げる必要があります。そのうえで、法令遵守があって、さらに、それを担保するための公益通報制度を実効性のあるものにしなければなりません。

肝にある部分としては、いわゆる内部通報制度が現状だと通報先が人事課長となっております。これを問題視する意見が、職員アンケートで多数あったところです。そこで、新たな条例案では、通報先を当委員会のような弁護士その他専門知識を有する第三者とします。これによって、通報した内容が内部で握りつぶされ、または通報者を特定するような市内部の動きを心配することなく、通報や相談ができる仕組みにしようとする内容としております。

さきほどの第三者を構成員とする内部公益通報審査会のような組織を設け、内部通報に基づく調査の権限を持たせ、その結果、必要な是正を市に求めることができるようにします。そのような要求に対し、市が適切な処置を行わない場合、当該審査会は、市民にその内容を公表する権限、さらには、必要とあれば警察や公正取引委員会に通報できるような仕組みとするものです。

この条例によって、職員は違法な働きかけを拒否する拠り所ができ、かつ安心して公益通報ができるようになります。

当委員会が直接条例を制定するわけではありませんが、これまでの委員の皆様のご意見やアンケートで明らかになった職員の不安を解消する対策として案を作成したところです。

〈委員〉

各論的なことになりますが、第8条の市民等の責務の部分は、心情的には理解できるが、ここはなかなか取扱いが注意、議論の必要があると考えます。

〈委員〉

第10条の内部公益通報審査会の委員の委嘱は市長によるとあるが、人材の選定はどのようなやり方を考えていますか。

〈事務局〉

市と関係性のない、公正公平な判断ができる方をお願いするものと考えております。仮に、任命権者である市長に関する事項を調査する場合でも、独立性を保って委員としての職務を遂行してもらうことのできる条文を追加する必要があるかもしれません。

〈委員〉

会社法などでも社外取締役や社外監査役を設けるときの、社外性とは何かが問題になります。一応、会社の場合には定義はありますけれど、この「独立性」についてはさらに議論すべきだと思います。

〈委員〉

例えば、弁護士会と業務提携を結んで、弁護士会の中に内部通報の受付、担当受付センターを設けてもらい、そこで内部の審査会が調査をするなど形式を取り入れられない

ものでしょうか。

〈委員長〉

私の知識ではあまり聞いたことはありませんが…。

〈委員〉

弁護士会にそういうお話があれば、何らかの対応はするんじゃないかと思われま

〈事務局〉

当委員会の委員の皆様に関しても、各団体からご推薦をいただいて委嘱をさせていただいた経緯があります。同じように、そのような方法がとれるかどうか、事務局側で検討していきたいと考えております。

〈委員長〉

コンプライアンス推進条例案は、最終的には報告書の中でこういうものを作ってくださいということを提言することを想定していると思います。各論については、皆さんで協議し、問題点があれば指摘していくような形で進めてよろしいですね。

〈委員〉

やはり真面目に仕事をされている職員の方を考え、こういった対応は絶対に必要だと思